

吉野川市災害廃棄物処理計画改訂支援業務 仕様書

1. 委託業務名

吉野川市災害廃棄物処理計画改訂支援業務（以下、「本業務」という。）

2. 契約期間

契約締結日から、令和8年12月31日まで

3. 業務の目的

吉野川市（以下「本市」という。）は、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するために必要な事項をあらかじめ定め、災害時においても地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与することを目的に「吉野川市災害廃棄物処理計画（Ver. 1）」（以下「現計画」という。）を平成30年3月に策定した。

一方で、災害発生時には大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管・分別する仮置場を選定して迅速な処理を行う必要があるが、仮置場開設までの調整や物資確保等に時間を要してしまい、初動対応として仮置場が機能せず、復旧・復興の妨げになることが近年の災害事例における課題の一つとなっている。

また、仮置場の選定に際し、周辺道路幅や搬入出口の形状などが考慮されておらず、災害廃棄物の搬出に使用する大型車両の搬入ができないことなどによって、災害廃棄物処理の完了が遅れる事例も見受けられることから、様々な条件を鑑みて有効な仮置場候補地を選定することが非常に重要である。

したがって、本市が被災地となり、大量の災害廃棄物が発生した場合に、有効な仮置場を選定することができるよう、仮置場の選定条件を整理するとともに一次仮置場候補地の評価基準を設定し、事前にリストアップした仮置場候補地の現地調査を実施して有効性を評価した基礎資料を作成する。また、吉野川市環境センターの稼働を機に、これまでの基礎資料に加え、災害発生時の初動対応及び事務処理に係る事項等もとりまとめ、「吉野川市災害廃棄物処理計画資料編」を策定する。また、現計画策定後に発生した災害による最新の知見等に加え、国の災害廃棄物対策指針や各種通知・関係法令、県上位計画等の改定内容との整合をとり、より実効性の高い計画にすることを目的に現計画を改定する。

4. 適用の範囲

本業務は、本仕様書に従って行わなければならない。

また、近年の災害対応から得られた知見をはじめ災害時の廃棄物処理対応に係る事項とその内容について調査・分析するとともに、国県の動向等に関する情報収集を行いながら実施すること。

5. 実施要件

受託者は本業務の実施にあたり、以下の要件をいずれも満たすこととする。

- (1) 災害時に市町村を支援した実績を有すること。
- (2) 過去10年間で廃棄物に関する処理計画（災害廃棄物・一般廃棄物）の策定支援及び仮置場候補地の現地調査業務の実績を有すること。

なお、実績とは元請として受託したものとする。

6. 業務の内容

(1) 打合せ

業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者は本市と打合せを行い、打合せの都度、その内容に関する議事録を作成し提出するものとする。

(2) 仮置場の検討・調査

① 選定条件の整理及び評価基準の設定

仮置場の選定における基本的な考え方及び本市の実情に応じた選定条件について整理し、仮置場を選定するために考慮すべき立地条件、周辺道路幅や搬入出口の形状など、10項目程度の評価基準を設定する。

② 仮置場候補地の選定と現地調査の実施

市の仮置場候補地リストを基に、仮置場として利用可能性のある土地について整理する（15か所程度）。

6.（2）①で設定した評価基準に基づき、利用可能性の高い候補地については複数人で現地調査を実施し、仮置場としての有効性を評価する。また、現在の利用実態等を把握するとともに、現地調査により把握した各候補地の特性に応じて、廃棄物の保管場所や搬入ルート等を検討する。

(3) 仮置場調査結果報告書の作成

現地調査の結果を、調査地点毎に有効面積や想定される災害廃棄物保管量の推計結果等を記した評価シートに取りまとめる。評価は数値化して比較可能にするとともに、利用条件や課題等を整理し、位置関係や地域特性を考慮して優先順位付けを行う。さらに、一次仮置場と近隣集積場それぞれの考え方について整理し、候補地の評価に応じて、近隣集積場としての利用可能性や運用についても検討するものとする。

(4) 資料編の作成

① 仮置場管理・運営に係る事項の整理

6.（2）で調査した結果をふまえ、必要な資機材や人員配置案等、仮置場の開設にあたり必要な事項を整理し、災害廃棄物を円滑に処理するために必要な仮置場の管理・運営体制を検討する。

② 業務内容の整理及び必要書類様式の作成

災害廃棄物処理に係る業務を抽出し、特に重要な初動対応や事務処理手順等について具体的に整理する。また、報告書や実行計画等の必要書類の様式案や住民向け広報案を作成する。

(5) 現計画改訂

仮置場現地調査結果等資料編の内容を踏まえ、現計画策定後に発生した災害による最新の知見等に加え、国の災害廃棄物対策指針や各種通知・関係法令、県上位計画等の改定内容との整合をとり、改訂を行う。

7. 書類の提出

受託者は、業務の着手及び完了にあたって以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 技術者届、経歴書
- (3) 工程表
- (4) 完了届
- (5) 請求書
- (6) その他市が必要とするもの

8. 成果品

- (1) 吉野川市災害廃棄物処理計画 10部
- (2) 吉野川市災害廃棄物処理計画資料編 10部
- (3) 計画・資料編の電子データ 一式
- (4) その他当該業務に関する資料で本市が指定したもの

9. その他

受託者は、本業務の実施にあたり、本市との連携を密にし、仕様書に定めのない事項や質疑が生じた場合は、双方が協議して定めることとする。